

## 第5章 障がい福祉サービスに関する計画

### ( 第6期 半田市障がい福祉計画 )

#### 1. 計画策定の背景と趣旨

障害者総合支援法では、障がい福祉サービスの提供体制を計画的に整備していくため、市町村に障がい福祉計画を策定することが義務付けられています。

今回の計画は第6期（計画期間：令和3年度から令和5年度まで）について策定するものであり、第5期（計画期間：平成30年度から令和2年度まで）の実績に基づき、利用者の推移、利用ニーズや事業所数の変化などを踏まえて、目標値や見込み量を設定し、サービス提供体制の計画的な整備を図るものです。

なお、半田市では障がい者施策と障がい福祉サービスとが相互に連携するよう障害者基本法に基づく障がい者計画と合わせて策定し、障がい児に関する障がい児福祉計画は、全ての子どもへの育ちに対する理念のもとで、別計画として策定します。

#### 2. 基本理念

本計画は障がい者施策を定める「半田市障がい者保健福祉計画」と一体的に作成することから、基本理念を共有しながら、障がい福祉サービスに関する基本理念について、国の指針に基づき、以下のとおりとします。

地域のつながりとともに、より自分らしく暮らし生きられるまち・はんだ

**必要とするサービスが、必要とする人に確実に届くシステムづくり**

#### 基本的な方針

##### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と、意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービス等の提供体制を整備し、必要な研修等を実施します。

## **(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と、障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等**

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体・知的・精神障がい者（発達障がい者・高次脳機能障がい者を含む）、難病患者等とし、必要な支援が等しく受けられる提供体制の充実を図ります。

## **(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備**

障がい者等の自立支援の観点から、その生活を地域全体で支えることを実現するため、地域生活支援拠点機能の充実、NPO等などのインフォーマルサービスとの連携等、地域の社会資源を最大限に活用した支援体制の整備を進めます。

## **(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み**

地域住民を「支え手」と「受け手」に区別することなく、誰もが地域づくりの担い手となる地域共生社会の実現に向け、制度の枠組みを超えた包括的な支援体制の構築に取り組みます。

## **(5) 障がい福祉人材の確保**

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、現在から将来の安定した障がい福祉施策の実施のためには、専門的な支援者を養成・確保していくことが大きな課題となっています。多職種による連携やふくしの魅力発信だけでなく、IT技術の活用等、新たな支援方法の導入に向けた検討をすすめます。

## **(6) 障がい者の社会参加を支える取り組み**

障がい者等の個性や能力の発揮した社会参加を支えるため、外出に関する支援を継続して実施しながら、芸術活動やスポーツなどの生涯学習活動への参加の機会を確保していくため、情報発信や合理的配慮の提供をすすめます。

※(1)から(6)の理念は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正 令和2年厚生労働省告示第203号）から抜粋。なお、障がい児に関する施策は「半田市障がい児福祉計画」に記載。

なお、これらの基本理念は第4章の基本計画にも反映しています。

### 3. 第5期計画の点検・評価

第5期計画で定めた数値目標・サービス見込み量について、達成状況等の点検・評価を実施し、今後の課題について確認しました。このうち、第5期計画で設定した目標を達成していない項目の一部は、第6期計画の目標設定に反映しています。なお、評価の詳細は91ページ（資料）から掲載しています。

### 4. 第6期計画の目標

#### （1）基本的な考え方

国によると障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、第5期計画から引き続き、基本指針に定める数値目標を設定することとしており、第6期計画では、6つの項目について数値目標を設定します。

また、第5期計画の現状把握、地域課題や障がいのある方のニーズ分析・検証を行い、障がい福祉サービスと地域生活支援事業それぞれの必要となるサービス量を見込むこととしています。なお、見込量の設定にあたっては、令和元年度の実績を基本として、利用者数・事業所数の変化に加え、長期入院患者の地域生活への移行に伴う利用者数（基盤整備量）を勘案します。

【参考 地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）】

基盤整備量 (令和5年度末)	65歳未満	21人
	65歳以上	14人
愛知県が作成した推計ワークシートから算出。長期入院から地域移行する人数の想定であり、基盤整備量とする。		

なお、第5期計画までは各年度3月時点の数値で見込み・実績の確認を行ってきましたが、月ごとで利用量が異なるサービスも多いため、各年度における月平均で見込量を設定することとします。

これらの数値目標・見込量については、年に1回、実績の確認・点検を行い、基本施策の進捗状況や関連施策の動向も踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

## (2) 数値目標

### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	令和元年度末の施設入所者数に対して、6%以上が地域生活へ移行すること、入所者数を1.6%以上削減すること。		
	基準値	令和元年度末の施設入所者	47人

項目	数値目標		
地域移行者	令和5年度末		5人
	令和元年度末施設入所者 47人×6%≒3人 第5期計画の未達成割合 4.1% (2人)		
施設入所者	令和5年度末		45人
	令和元年度末施設入所者 47人×1.6%≒1人 第5期計画の未達成割合 2% (1人)		

### 活動指針

長期施設入所者は高齢化の傾向があり、地域生活への移行が困難となってきました。このため、新たに入所された方の入所期間を長期化させないための取り組みが必要です。

地域包括ケア部会による入院・入所者への定期的な面談を通して地域生活に向けた意向確認を行い、地域生活体験の活用など新たな生活を具体的にイメージしていくための情報発信を行います。

### 関連する第4章の基本計画

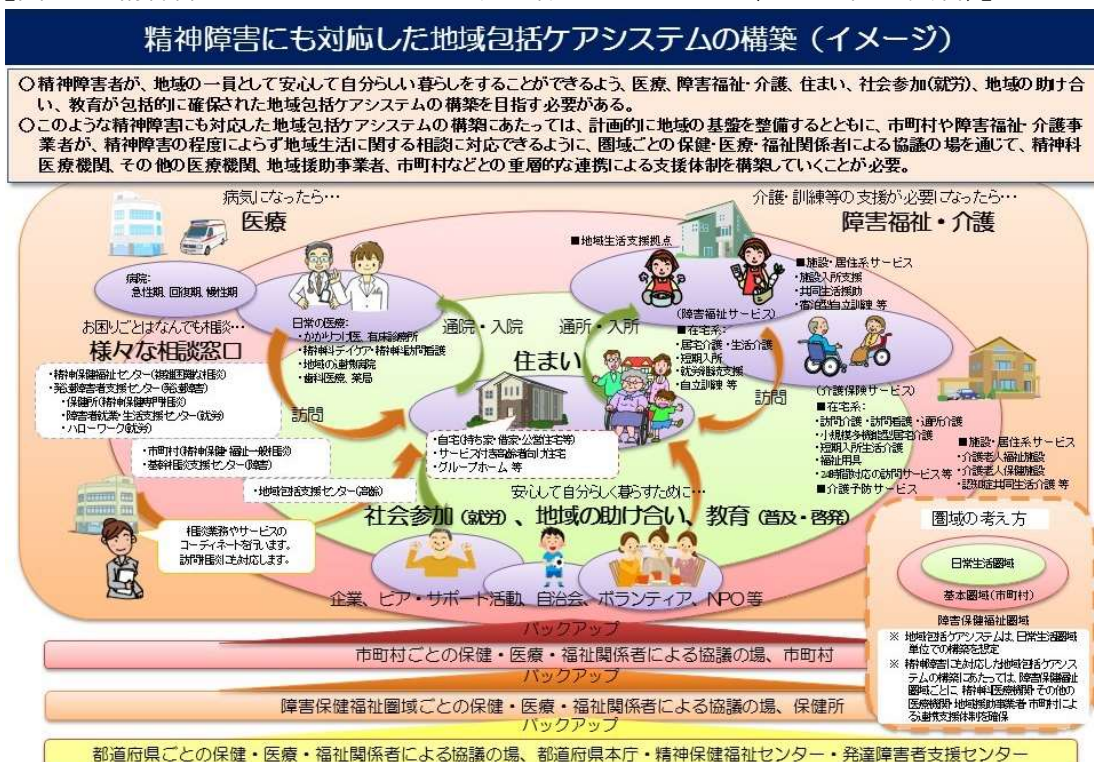
#### 3. 地域での生活支援

## ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<b>国の指針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。</li> <li>保健、医療及び福祉関係者による協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定する。</li> <li>保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。</li> </ul>
-------------	---

項目	数値目標			
協議の場の開催	協議の場の開催回数	年3回		
協議の場への関係者の参加	保健	1人	福祉	4人
	医療（精神科）	2人	介護	1人
	医療（精神科以外）	1人	当事者	1人
			家族等	1人
目標設定及び評価の実施	目標設定及び評価の実施回数	年1回		

【図 31 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（厚生労働省資料）】



国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がい者の地域移行支援の利用者数を設定する。</li> <li>精神障がい者の地域定着支援の利用者数を設定する。</li> <li>精神障がい者の共同生活援助の利用者数を設定する。</li> <li>精神障がい者の自立生活援助の利用者数を設定する。</li> </ul>
------	--

項目	数値目標
地域移行支援	令和5年度中 9人
	精神障がい者の地域移行支援利用者数
地域定着支援	令和5年度中 29人
	精神障がい者の地域定着支援利用者数
共同生活援助	令和5年度中 26人
	精神障がい者の共同生活援助利用者数
自立生活援助	令和5年度中 12人
	精神障がい者の自立生活援助利用者数

## 活動指針

半田市では保健・医療及び福祉関係者による協議の場として、半田市障がい者自立支援協議会の専門部会に地域包括ケア部会を設置しています。地域生活への移行や、地域での安心した生活を支えるため、関係者と協議を実施していきます。

地域包括ケア部会・半田市障がい者相談支援センター・各相談支援事業所等が連携し、精神障がい者の病院・施設等からの地域移行に取り組み、移行後の地域定着のために必要な包括的支援の提供に取り組みます。

## 関連する第4章の基本計画

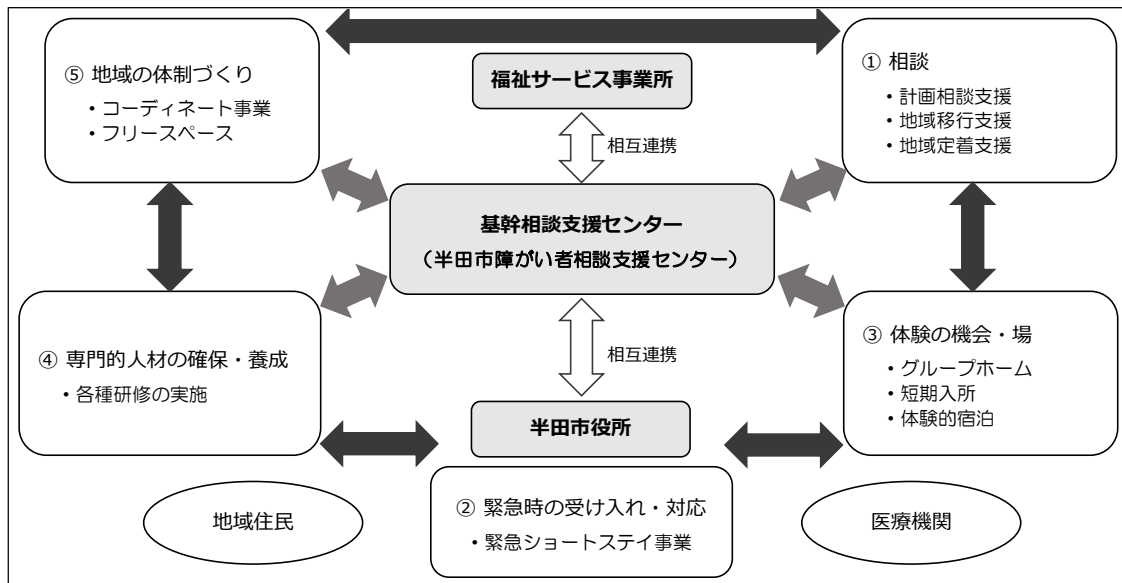
### 3. 地域での生活支援

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針	令和5年度までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のために年1回以上、運用状況を検証・検討すること。	
	基準値	令和元年度末の地域生活支援拠点整備数 1か所（面的整備）

項目	数値目標
整備数	令和5年度末の地域生活支援拠点整備数 1か所（面的整備）
運用上状況の検証・検討	各年度の検証及び検討回数 年1回

【図 32 基幹相談支援センターを中心とした半田市の面的整備型】



### 活動指針

面的整備の運用に関して、地域包括ケア部会を中心とした半田市障がい者自立支援協議会において運用や機能について検証・検討を行い機能強化に努めるとともに、多機能型の地域生活支援拠点の整備にむけた検討をすすめます。

### 関連する第4章の基本計画

#### 3. 地域での生活支援

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度中に一般就労に移行する者の人数は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。</li> <li>就労移行支援事業は、令和元年度の移行実績の1.30倍以上を基本とする。就労継続支援事業は、おおむねA型で1.26倍以上、B型で1.23倍以上を目指す。</li> <li>令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者のうち、7割以上が就労定着支援を利用すること。</li> <li>就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が全体の7割以上とする。</li> </ul>		
	基準値	令和元年度の一般就労への移行人数	22人
	内訳	就労移行支援利用者	15人
		就労継続支援（A型）利用者	2人
		就労継続支援（B型）利用者	5人

項目	数値目標		
一般就労への移行	令和5年度中の一般就労への移行人数		28人
	令和元年度実績 22人 × 1.27 ≒ 28人		
	内訳	就労移行支援利用者	20人
		就労継続支援（A型）利用者	2人
就労継続支援（B型）利用者		6人	
就労定着支援事業利用者	令和5年度中の一般就労への移行者のうち、就労定着支援を利用する割合	70%	
事業所割合	就労定着率8割以上の事業所	70%	

#### 活動指針

就労移行支援・就労継続支援事業所の活動充実・支援の質の向上にむけた研修等の実施を行うとともに、実習等を通して一般就労へ移行する仕組みづくりに取り組みます。また、就労定着をすすめるため、就労定着支援事業所と、ジョブライフサポーターの情報交換を行うなど、それぞれの支援内容の充実を目指します。

#### 関連する第4章の基本計画

#### 2. 就労支援



## ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

<b>国の指針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度末までに、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。</li> <li>地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み値を設定する。</li> <li>地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。</li> <li>地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みを設定する。</li> </ul>
-------------	---

項目	数値目標
総合的・専門的な 相談支援	継続実施
専門的な 指導・助言	各事業所への指導・助言件数 <span style="float: right;">年2回程度</span> 基幹相談支援センターが市内の各相談支援事業所へ実施する。
相談支援事業者の 人材育成の支援	研修会の開催 <span style="float: right;">年2回</span> 半田市障がい者自立支援協議会の相談支援連絡会で実施する。
相談機関との 連携強化の取組	事例検討会や勉強会の開催 <span style="float: right;">年10回</span> 半田市障がい者自立支援協議会の相談支援連絡会・事業所連絡会で実施する。

### 活動指針

各項目ともすでに実施済みのため、継続実施を基本としながらその充実に努めます。また、学生等を取り込み、現場について学ぶ場として勉強会等を活用するなど、将来の人材育成に活用するよう努めます。

なお、計画相談支援、地域相談支援及び基幹相談支援センターによる重層的な仕組みの連携を強化し、重層的支援体制の整備につなげていきます。

### 関連する第4章の基本計画

6. サービスの質の向上
7. 福祉人材の育成
8. 地域づくりと社会参加支援

## ⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の指針	<p>令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。</li> <li>障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。</li> </ul>
------	---

項目	数値目標
各種研修の活用	障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数 年2人
審査結果の共有	事業所や関係自治体等と共有する体制とその実施回数 体制を整備し、年1回程度の実施

### 活動指針

障がい福祉サービス等の多様化に実施主体として対応するため、都道府県等が開催する研修へ積極的に参加し、最新情報の収集と専門的知識の向上に努め、真に必要とされる支援の提供体制整備に取り組みます。

多くの事業者が障がい福祉サービスに参入するなかで、質の高い支援の提供と適切な請求を求めるため、事業所等と報酬改定に関する情報提供や請求審査結果に関する情報共有を行う場を整備します。

### 関連する第4章の基本計画

6. サービスの質の向上
8. 地域づくりと社会参加支援

### (3) サービス見込み量（障がい福祉サービス）

#### ① 訪問系

サービス利用量・実人数の算出にあたっては、1人が複数のサービスを組み合わせて利用するケースが多いため、合算した数値から算出します。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	考え方
	単位	実績	見込	見込量			
利用量（サービス合計）	時間/月	4,142	5,045	5,045	5,045	5,397	【傾向見込】増加
月あたりの平均利用人数	人	195	197	197	197	198	・重度訪問介護の利用者増加を見込む。
【参考】年間利用実人数	人	245	247	247	247	248	
居宅介護	時間	-	-	-	-	-	
重度訪問介護	時間	-	-	-	-	-	
行動援護	時間	-	-	-	-	-	
重度障がい者等包括支援	時間	-	-	-	-	-	
同行援護	時間	-	-	-	-	-	

#### 傾向

訪問系サービスは、全体として支援者の不足により利用ニーズに対応しきれていない状態があります。このなかで、重度訪問介護の利用者増が見込まれていることから、全体の利用量も増加するものと見込みます。

行動援護や同行援護などの手厚い支援を提供するサービスを含め、専門の資格や知識を必要とするサービスについて、計画的な支援者の養成が必要となります。

#### 取り組み

- ・ 利用者のニーズに応えるための提供体制の整備
- ・ 専門の資格を持つ支援者の計画的な養成

#### 関連する第4章の基本計画

5. 多様化・高度化する障がい支援への対応
6. サービスの質の向上
7. 福祉人材の育成

## ② 日中活動系

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	考え方
	単位	実績	見込	見込量			
生活介護							【傾向見込】増加
利用量	日/月	5,274	5,372	5,472	5,574	5,677	・利用量、利用者が大きく変化する特殊要因はないため、実績に基づく傾向により、増加と見込む。
月あたりの平均利用人数	人	274	278	282	286	290	
【参考】年間利用実人数	人	294	298	302	306	310	
自立訓練（機能訓練）							【傾向見込】横ばい
利用量	日/月	13	13	13	13	13	・主に高次脳機能障がいによる市外事業所利用。
月あたりの平均利用人数	人	2	2	2	2	2	
【参考】年間利用実人数	人	4	4	4	4	4	
自立訓練（生活訓練）							【傾向見込】増加
利用量	日/月	92	57	97	97	97	・令和3年度から訪問型が事業開始予定のため、生活困窮や引きこもり相談からの新規利用者を見込み増加とする。
月あたりの平均利用人数	人	13	8	13	13	13	
【参考】年間利用実人数	人	25	15	20	20	20	
就労移行支援							【傾向見込】増加
利用量	日/月	685	746	813	885	964	・就労継続支援からの移行や特別支援学校卒業生、離職者、大学在学中の利用による増加を見込む。
月あたりの平均利用人数	人	45	48	52	56	60	
【参考】年間利用実人数	人	77	81	85	89	94	
就労継続支援（A型）							【傾向見込】横ばい
利用量	日/月	516	516	516	516	516	・利用者は減少傾向にあるが、就労継続支援B型からの移行者を見込み、横ばいとする。
月あたりの平均利用人数	人	27	27	27	27	27	
【参考】年間利用実人数	人	38	38	38	38	38	
就労継続支援（B型）							【傾向見込】急増
利用量	日/月	3,862	4,352	4,656	5,072	5,488	・知的障がいや精神障がいの利用が増加しているため、手帳取得者の傾向に合わせて増加とする。
月あたりの平均利用人数	人	239	265	291	317	343	
【参考】年間利用実人数	人	292	323	355	387	418	
就労定着支援							【傾向見込】増加
年間利用実人数	人	17	20	23	26	29	・一般就労への移行に伴う増加を見込む。



事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	考え方
	単位	実績	見込	見込量			
短期入所（福祉型）							【傾向見込】微増
利用量	日/月	224	226	228	230	232	・利用量、利用者が大きく変化する特殊要因はないため、実績に基づく傾向により微増とする。
月あたりの平均利用人数	人	59	60	60	60	61	
【参考】年間利用実人数	人	107	116	109	109	111	
短期入所（医療型）							【傾向見込】増加
利用量	日/月	10	10	10	27	27	・令和4年開設の療養施設の利用による増加を見込む。
月あたりの平均利用人数	人	4	4	4	9	9	
【参考】年間利用実人数	人	7	7	7	17	17	
療養介護							【傾向見込】微増
年間利用実人数	人	11	11	12	14	16	・令和4年開設の療養施設の利用による増加を見込む。

## 傾向

日中活動系サービスは、必要量を概ね確保できる体制となっておりますが、強度行動障がい、重症心身障がい、医療的ケアを必要とする方など、専門的な支援が必要な方の受け入れや緊急時の対応は十分とは言えません。また、自立訓練（生活訓練）や就労移行支援は市内の事業所数が少なく、利用者の多様な状態に応じたサービス提供体制を整えるため、事業所数の拡充が必要です。

近年、利用者の急増がみられる就労継続支援B型は、利用者を就労移行支援や一般就労への移行につなげていく仕組みづくりが必要です。

短期入所（医療型）と療養介護の特殊要因として、令和4年度に知多半島に初めて整備される重症心身障がい児者施設（医療型障がい児入所施設等）の利用に伴い、増加するものと見込みます。

## 取り組み

- ・ 利用者の状態に応じたきめ細やかな支援の提供
- ・ 一般就労へつなげる仕組みづくり

## 関連する第4章の基本計画

2. 就労支援
3. 地域での生活支援
5. 多様化・高度化する障がい支援への対応
6. サービスの質の向上

### ③ 居住系

第5期計画までは（人／月）を単位としていましたが、月ごとの利用にばらつきがあるため、第6期からは（人／年）を単位として算出します。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	考え方
	単位	実績	見込	見込量			
自立生活援助	人／年	8	16	15	15	16	【傾向見込】増加 ・地域移行の推進や事業所整備によるグループホーム利用者の増加を見込む。
グループホーム	人／年	95	103	109	121	127	
施設入所支援	人／年	49	50	50	50	49	

#### 傾向

入院・入所者の地域移行の推進に伴い、自立生活援助とグループホームは増加していく見込みとします。自立生活援助は令和元年度からの新規事業であり、期限付きのサービスであることを踏まえた微増と考える一方で、事業所整備が進むグループホームは大幅な増加が考えられます。

#### 取り組み

- ・ グループホームのサテライト型住居の活用など、地域生活への橋渡しとしての利用促進

#### 関連する第4章の基本計画

### 3. 地域での生活支援

## ④ 相談支援

第5期計画までは（人／月）を単位としていましたが、月ごとの利用にばらつきがあるため、第6期からは（人／年）を単位として算出します。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5	考え方
	単位	実績	見込	見込量			
計画相談	人／年	780	807	836	865	896	【傾向見込】増加
地域移行支援	人／年	9	11	10	11	11	・地域移行支援や自立生活援助の提供終了による地域定着支援利用者の増加を見込む。
地域定着支援	人／年	37	32	36	40	44	

### 傾向

全体的なサービス利用者の増加傾向に伴い、計画相談の利用者数は増加傾向と考えます。相談支援事業所における相談員の人数は増えつつありますが、1事業所1人相談員という体制も多く、相談員の孤立を防ぐため、事業所間の連携や人材育成等が必要です。

地域移行の推進により、地域移行支援の利用者が増加し、地域移行支援や自立生活援助の利用者が地域定着支援へ移行することを見込みます。

### 取り組み

- ・ 相談支援事業所へのフォローアップ

### 関連する第4章の基本計画

3. 地域での生活支援
6. サービスの質の向上

## (4) 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施することができるサービスです。国の実施要綱で掲げられる市町村地域生活支援事業のうち、必須事業・任意事業のほか、半田市独自で実施する事業について実施見込み等を設定します。

### ① 理解促進研修・啓発事業 必須

### ② 自発的活動支援事業 必須

障がいのある方が安心して地域で生活していくため、地域での障がい理解に継続して取り組みます。また、身体・知的・精神障がいのみならず、難病や依存症等もテーマとして取りあげて研修や啓発イベントを実施します。

ピアカウンセリングの実施や、家族会・支援団体等と協力しながら、地域移行や就労、災害時の支援を考える場面に当事者の参加を促し、自らの声を直接反映していく体制づくりに取り組みます。

【図 33 ヘルプマーク等の啓発チラシ】



【図 34 令和元年度障がい理解講演会】

図34は、令和元年度障がい理解講演会のポスターです。講演者は田中 和彦氏で、講演内容は「依存症の理解」です。ポスターには「依存症の理解」という大きな文字があり、講演者の写真と名前が掲載されています。また、「令和2年 2月16日(日) 13:00 ~ 15:00 (受付 12:30~)」と「会場 半田市役所4階 大会議室 (半田市東洋町2-1)」という情報が記載されています。参加費は無料、定員は120名とあります。

### ③ 相談支援事業 必須

半田市社会福祉協議会への委託により運営している半田市障がい者支援センターにおいて、障がい等に関する総合的な相談支援と、基幹相談支援（機能強化含む）を実施しており、今後も継続実施し、その充実と機能強化に取り組みます。

また、地域生活への移行をすすめるにあたり、一般住宅等への入居が困難な障がい者等への支援も、半田市障がい者相談支援センターを中心として知多地域成年後見センターや生活困窮者自立支援制度と連携しながら実施します。



#### ④ 成年後見制度利用支援事業 (必須)

障がい者本人の権利・財産を守るため、成年後見制度の利用支援について知多地域の5市5町と共同で知多地域成年後見センターへ委託し、制度の利用促進をすすめています。誰もが成年後見制度を利用できるよう、身近に申し立てる親族がいない方等へ市長申立取扱いなどの支援を継続して実施します。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	1	1

※市長申立取扱いのうち、知的・精神障がいの方の人数のみを抽出

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 (必須)

知多地域の5市5町と知多地域成年後見センターで策定した「第1期知多地域成年後見制度利用促進計画」に基づき、法人後見団体の育成や公正な仕組みづくりに取り組みます。

#### ⑥ 意思疎通支援事業 (必須) (自主)

聴覚、言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により円滑な意思疎通の支援を実施します。

手話通訳者や要約筆記者を病院受診やイベント等へ派遣し、必要な情報保障に努めるとともに、市役所内に手話通訳者を設置(週3回、2名で交代勤務)し、来庁された方との手話通訳を行っています。必要とする方が気軽に利用できるよう制度の周知に努めると共に、不特定多数が参加する市主催のイベント等への手話通訳等の手配をすすめます。

また、意思疎通に外国語を必要とする障がい者への通訳者の派遣や、さまざまな方と意思疎通を図る手段として、避難所にコミュニケーション支援ボードを設置するなど、新たな取り組みの実施に努めます。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
手話通訳者派遣事業	件	132	142	146	142	146
要約筆記者派遣事業	件	2	13	24	13	24
手話通訳者設置事業	時間	477	529	531	531	531
外国語通訳派遣事業	件	3	18	6	6	6

※手話通訳者設置事業の各年度見込量は、週3回、2名交代勤務による年間設置時間数

## ⑦ 日常生活用具給付事業 必須

障がいのある方の日常生活や社会活動を容易にするため、必要な用具の給付を行います。

様々な技術の発達による新たな用具の開発や、さまざまな生活様式の変化に対応できるように、定期的な制度の見直しを行いながら給付を実施していきます。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
日常生活用具給付事業	件	1,175	1,252	1,334	1,422	1,515
介護・訓練支援用具	件	6	-	-	-	-
自立生活支援用具	件	23	-	-	-	-
在宅療養等支援用具	件	31	-	-	-	-
情報・意思疎通支援用具	件	23	-	-	-	-
排泄管理支援用具	件	1,092	-	-	-	-
居宅生活動作補助用具	件	0	-	-	-	-

※用具の給付を受ける年度にはばらつきがあり、見込量は合算した数値で算出

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 必須

聴覚障がい者の生活を支援するため、障がいや福祉制度を理解し、日常会話レベルの手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための講座を実施します。

なお、養成講座は入門編と基礎編の2部制で実施し、2年ごとに新たな奉仕員を養成していきます。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
手話奉仕員養成研修事業	人	-	10	-	10	-

## ⑨ 移動支援事業 必須

移動が困難な方への外出支援を行い、地域生活における自立支援と社会参加の促進を図ります。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
利用量	時間/月	806	829	852	876	900
月あたりの平均利用人数	人	124	127	130	133	136
年間利用実人数	人	206	209	212	215	218

## ⑩ 地域活動支援センター機能強化事業 必須

障がいのある方が、創作的活動や生産活動を気軽に行うことができる場所として地域活動支援センターを設置し、地域社会との交流や障がい者雇用へのステップアップのきっかけをつくと共に、生活における相談ができる支援体制を整備し、気軽に何でも相談できる場として活用します。

令和2年度からは市内に地域活動支援センターを設置しており、より気軽に利用できるよう活動内容の発信などに取り組みます。

【図 35 地域活動支援センター】



事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
実施見込み	箇所	1	1	1	1	1
利用実人数	人/月	-	5	6	7	8

## ⑪ 訪問入浴サービス事業 任意

自宅の浴槽で入浴できない方へ入浴の機会を提供するため、自宅へ訪問し、入浴の手助けを行います。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
月あたりの平均利用人数	人	9	8	9	10	11
年間利用実人数	人	13	12	13	14	15

## ⑫ 日中一時支援事業 任意

障がいのある方の日中における活動の場を確保します。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
<b>A型：日中ショート</b>						
月あたりの平均利用人数	人	7	7	7	7	7
【参考】年間利用実人数	人	20	20	20	20	20
<b>B型：地域デイ</b>						
月あたりの平均利用人数	人	105	109	113	117	121
【参考】年間利用実人数	人	163	167	171	175	179

## ⑬ 居室確保事業 (任意)

親あるうちの一人暮らし体験や、入院・入所者の地域移行の推進に伴い体験的宿泊を提供していくため、地域生活支援機能の強化・充実を検証しながら実施事業所を計画的に確保していきます。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
体験的宿泊事業	箇所	6	9	10	11	12

## ⑭ 知的障がい者職親委託 (任意)

就労継続支援や就労移行支援事業が充実していることを踏まえ、職親での職業訓練の実施状況を踏まえ、適切なサービスへの引継ぎを行っていきます。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
知的障がい者職親委託	人	7	4	4	4	4

## ⑮ 外出支援 (任意) (自主)

障がいのある方の社会参加を進めるため、移動手段の確保に関わる外出支援を実施します。

事業名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	単位	実績	見込	見込量		
自動車運転免許取得助成事業	人	5	4	4	4	4
身体障がい者自動車改造費助成事業	人	3	4	4	4	4
障がい者（児）タクシー料金助成事業	人	391	383	383	383	383
障がい者（児）バス運賃扶助事業	人	1,359	1,359	1,359	1,359	1,359